

5. 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等

(1) 健全化判断比率

(単位: %)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		早期健全化基準		早期健全化基準		早期健全化基準		早期健全化基準
那覇市	-	11.25	-	16.25	8.2	25.0	41.4	350.0
宜野湾市	-	12.36	-	17.36	6.4	25.0	20.1	350.0
石垣市	-	12.76	-	17.76	7.0	25.0	55.6	350.0
浦添市	-	12.08	-	17.08	5.6	25.0	8.3	350.0
名護市	-	12.60	-	17.60	6.4	25.0	32.1	350.0
糸満市	-	12.92	-	17.92	8.9	25.0	26.2	350.0
沖縄市	-	11.71	-	16.71	5.6	25.0	30.8	350.0
豊見城市	-	12.91	-	17.91	8.8	25.0	99.2	350.0
うるま市	-	11.80	-	16.80	6.2	25.0	-	350.0
宮古島市	-	12.52	-	17.52	9.7	25.0	20.1	350.0
南城市	-	13.03	-	18.03	5.8	25.0	3.1	350.0
国頭村	-	15.00	-	20.00	7.9	25.0	-	350.0
大宜味村	-	15.00	-	20.00	8.1	25.0	-	350.0
東村	-	15.00	-	20.00	8.5	25.0	-	350.0
今帰仁村	-	15.00	-	20.00	7.3	25.0	0.2	350.0
本部町	-	15.00	-	20.00	10.1	25.0	-	350.0
恩納村	-	15.00	-	20.00	5.2	25.0	-	350.0
宜野座村	-	15.00	-	20.00	9.1	25.0	-	350.0
金武町	-	15.00	-	20.00	4.4	25.0	-	350.0
伊江村	-	15.00	-	20.00	5.1	25.0	-	350.0
読谷村	-	13.62	-	18.62	4.1	25.0	-	350.0
嘉手納町	-	15.00	-	20.00	1.3	25.0	-	350.0
北谷町	-	13.81	-	18.81	4.5	25.0	-	350.0
北中城村	-	15.00	-	20.00	5.5	25.0	39.6	350.0
中城村	-	14.96	-	19.96	5.4	25.0	-	350.0
西原町	-	13.91	-	18.91	6.6	25.0	9.5	350.0
与那原町	-	15.00	-	20.00	8.0	25.0	78.9	350.0
南風原町	-	13.66	-	18.66	9.1	25.0	26.1	350.0
渡嘉敷村	-	15.00	-	20.00	7.6	25.0	-	350.0
座間味村	-	15.00	-	20.00	10.3	25.0	42.8	350.0
粟国村	-	15.00	-	20.00	9.3	25.0	145.1	350.0
渡名喜村	-	15.00	-	20.00	9.3	25.0	-	350.0
南大東村	-	15.00	-	20.00	7.5	25.0	-	350.0
北大東村	-	15.00	-	20.00	8.2	25.0	-	350.0
伊平屋村	-	15.00	-	20.00	5.1	25.0	136.5	350.0
伊是名村	-	15.00	-	20.00	6.0	25.0	39.8	350.0
久米島町	-	15.00	-	20.00	5.1	25.0	-	350.0
八重瀬町	-	13.85	-	18.85	8.5	25.0	1.9	350.0
多良間村	-	15.00	-	20.00	6.2	25.0	-	350.0
竹富町	-	15.00	-	20.00	6.8	25.0	11.3	350.0
与那国町	-	15.00	-	20.00	7.3	25.0	-	350.0
市平均					7.2		29.6	
町村平均					6.4		-	
市町村平均					7.0		10.3	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示している。

※ 実質公債費比率と将来負担比率の平均値は、加重平均値である。

(2) 資金不足比率

(単位: %)

市町村名	特別会計名	事業区分	資金不足比率	
				経営健全化基準
宜野座村	下水道事業特別会計	下水道	9.5	20.0
伊平屋村	航路運航事業特別会計	交通	9.3	20.0

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。
連結実質赤字比率	全ての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率 公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があるため、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの。
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準じた経費の標準財政規模に対する比率 この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まる。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消することが難しくなり、公営企業として経営状況に問題があることになる。

(4) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等(市町村)

	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ11.25%～15%	20%
連 結 実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ16.25%～20%	30%
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%
将 来 負 担 比 率	350%	—
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	—